

## 国道 24 号勸進橋に関する要請への対応の件

一般社団法人日本溶接協会

「国道 24 号勸進橋補修・補強工事における溶接不良」について国土交通省は「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会」を設置し、専門家の立場から調査を行い、平成 27 年 12 月 22 日に中間報告を発表しました。12 月 25 日に当協会会長宛に国土交通省及び経済産業省よりそれぞれから「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止」の要請書が発行され、次の項目に関する検討及び対応を要請されました。

1. CIW 検査事業者認定制度について、例えば当該分野における ISO 9001 を活用した品質管理向上のあり方について検討すること。(経済産業省)
2. 非破壊検査事業者の認定審査の厳格化や溶接管理技術者等の認証における倫理規定の導入及び審査の厳格化を図ること。(国土交通省)
3. 必要に応じて内部調査委員会を立ち上げ、今回の不正行為等事案の原因究明を徹底的に行い、不正行為を働いた者・企業に対する対応について検討すること。(国土交通省)

当協会では、溶接管理技術者認証委員会、溶接技能者認証委員会、溶接検査認定委員会(CIW 認定)においてそれぞれ対応を検討し、下記の主旨で国土交通省(平成 28 年 1 月 29 日)及び経済産業省(平成 28 年 2 月 10 日)に回答致しました。具体的対応は順次図ってまいります。

### 記

#### 1. CIW 認定制度の ISO 9001 への対応と審査の厳格化

CIW 認定制度は、ISO 9001(JIS Q 9001)のマネジメントシステムの基本的な考え方をほぼ全て採用しておりますが、今般の事件を真摯に受け止め、CIW 各委員会において原因調査と再発防止の検討を行った結果、主に以下の 2 項目を中心に改善し、CIW 検査事業者認定制度を ISO 9001 と同等以上の制度とすることで再発防止を図ります。

このため日本溶接協会規格 WES 8701 の改正作業を開始しており、平成 28 年 6 月を目標に改正を完了し、次回の認定審査(平成 28 年 7 月～8 月)から審査項目に追加致します。本改正の内容については規格改正の完了を待たず速やかに関連事業者には周知徹底を図ります。

(1) ISO 9001における経営者責任項目のCIW検査事業者認定制度への追加  
経営者責任を要求する審査項目を追加し、経営者の倫理遵守や派遣等の  
業務形態に左右されない管理責任の明確化を図ります。

(2) CIW検査事業者認定における審査の厳格化

現在の品質マネジメントシステムで規定している審査項目に前項の項目  
及び発注者との契約内容の確認等の項目を加え、審査の厳格化を図ります。  
また、同時に品質強化に向け関連会社へのISO 9001の導入を指導します。

## 2. 溶接管理技術者等への倫理規定導入

溶接は製造業の基盤技術であり、かつ難しい製造工程であるがゆえに溶接管理  
技術者が責任をもって溶接品質の管理をすることが必要不可欠と認識してお  
ります。したがって溶接管理技術者の責任を明確にするとともに倫理規定を導  
入し、溶接管理技術者の管理責任を明確化することで再発防止を図ります。

また、審査の厳格化を行い倫理規定違反に対し厳格な処分を行うものと致し  
ます。そのため関連規格を速やかに改正するとともに、倫理教育を継続的に実  
施し受験者への周知徹底を図ります。溶接技能者へも同様の倫理規定の導入と  
周知徹底を図ります。

## 3. 内部調査委員会による調査及び原因究明と不正行為を働いた者・企業に対する 対応

(1) CIW認定

CIW認定においては、常設の倫理委員会が調査委員会となり原因の究明  
を行いました。その結果、溶接検査認定委員会は当該検査会社に対して平  
成27年10月1日付でCIW認定の停止を行っております。

また、同様の指摘を受けた検査会社1社に対して調査を実施し、対応を  
検討中です。

調査結果を踏まえ、必要に応じしかるべき処分を実施いたします。

(2) 溶接管理技術者及び溶接技能者

製造会社に関しては、当協会が関与できる資格は個人資格である溶接管  
理技術者と溶接技能者だけとなります。溶接管理技術者、溶接技能者資格  
に関する調査委員会を立上げ、当該製造会社への調査を実施し、対応を図  
ります。

以上